



裁判員経験者との意見交換会 実施報告

裁判員制度センター副委員長 小関 利幸 (67期)

1 はじめに

2022年3月15日、当会裁判員制度センターが主催し、同センター委員及び当会刑事弁護委員会委員(いずれも研修員を含む)を参加対象として、裁判員経験者3名による意見交換会(以下「意見交換会」という)をオンラインで実施した。オブザーバーとして、裁判員裁判の研究や裁判員経験者が意見交換をする「裁判員ラウンジ」の主催^いをされている専修大学法学部の飯考行教授をお招きした。

裁判員経験者3名による経験談は、今後の裁判員裁判における弁護人の法廷弁護活動や弁護士会に求められる取組みの改善を模索するにあたり、非常に有益であるため、本誌にて実施報告をする。

なお、意見交換会では、飯教授に司会進行役を務めていただき、刑事裁判手続の流れに沿って裁判員経験者3名に対話形式でお話しいただいたが、本誌掲載にあたっては、刑事裁判手続全体を通じての横断的な項目立てをして経験談を整理した。

2 各裁判員経験者の担当事件等の概要

	担当事件	弁護人の弁護活動の印象
裁判員経験者 A (女性)	傷害致死事件	非常に問題があった。
裁判員経験者 B (女性)	強制性交等致傷事件	非常に的確であった。
裁判員経験者 C (男性)	強制性交等事件	的確であった。

3 ケースセオリーについて

(1) A

弁護人は、冒頭手続の段階では正当防衛が成立するため無罪であると主張していたが、途中でその主張を撤回して、被告人質問の際には情状弁護にのみ注力していた点で印象が悪かった。

また、情状弁護といっても、裁判員の感情に訴え過ぎていて、そのための誘導尋問をすればするほど、印象が悪くなっていった。

なお、弁論では、弁論要旨に検察官の求刑と同じ「懲役5年」を記載して、誤記を理由に「懲役3年」と修正していたため、最後まで印象が悪いままであった。

(2) B

弁護人による「無罪推定の原則」の説明が非常にわかりやすく、良い意味でのプレッシャーを感じることができた。また、同原則の視点を貫いて裁判に臨むことができた。

(3) C

冒頭陳述の際、弁護人が、開口一番に「被告人は有罪である」「量刑について、主権者として判断してほしい」との説明があった。

裁判員は客、裁判官のお飾りと考えて臨んでいたが、その説明を受けて、主体的に参加しようという意識が変わった。

4 訴訟資料について

(1) A

検察官の書面は、色分けやレイアウトの工夫があり視覚的にわかりやすく、内容についても端的でわかりやすかった。これに対して、弁護人の書面は、文字の羅列だけで視覚的にわかりにくく、内容についても要点を理解しづらかった。

検察官は組織としてのフォローがあり、弁護人にはそれが無いことは承知しているが、弁護士会等がフォローできると良いのではないか。

(2) B

ア 「被告人が被害者との性交にあたって合意が成立していたと誤信していたか否か」が争点であった。公判手続が開始した当初、弁護人、検察官それ

ぞれの書面や口頭説明だけでは理解し切れず、裁判官の説明によって、何とか理解することができた。

イ 弁論の際に、弁護人から、「今は私の話を聞いて、資料はあとで読んでください」と言われた。話自体が非常にわかりやすかったため、資料は不要であった。

その後に配布された弁論要旨は、A3用紙横書き2枚で情報量が多かったものの、色付けやレイアウトの工夫があり、非常にわかりやすかった。評議室に戻って弁論要旨を読むと、弁護人による口頭での弁論と相まってスムーズに頭に入ってきた。

5 尋問について

(1) A

ア 最初の証人尋問が事件のキーマンとなる方を対象とするものであったが、緊張のため、補充尋問が全くできなかった。

裁判官からの気遣いを受け、期日を重ねるごとに緊張が解けていき、補充尋問ができるようになっていった。

最初の証人尋問の際に補充尋問ができなかったことが悔やまれる。

イ 主尋問での誘導尋問は、重ねれば重ねるほど説得力が欠けていく印象を抱いた。

(2) B

ア 質問事項がシンプルで、その意図がわかりやすかった。また、検察官にとって弱いところを突き、裁判官が知りたいところを深めていた。裁判官も、弁護人の尋問を絶賛していた。

イ 性被害者への尋問の途中、証言しづらいであろう被害状況についての証言を引き出すときだけ女性の弁護人が尋問をしていた。弁護人という立場でありながら、被害者への配慮を感じ、好印象であった。

ウ 反対尋問の際、複数のシナリオを用意していたようで、証人の証言内容に応じて手元の書面を選別している様子が印象的であった。

(3) C

ア 検察官が性被害者に対して生々しい質問を繰り返して、配慮が足りないと感じた。

イ コロナ禍でマスク着用はやむを得ないと思うが、証人や被告人の表情が読めなかった点が残念であった。

6 評議について

(1) A

量刑データベースの活用について、やむを得ないとは思いますが、裁判員の存在意義に疑問を抱かざるを得なかった。

裁判員全員が30～50代の会社員であったため、議論がしやすかったものの、多種多様な意見が出たという印象はなかった。

(2) B

裁判員が男性1名を除いて女性であったが、男性被告人による性犯罪だからといって女性の裁判員が必要以上に熱くなっていた印象はない。むしろ、同じ女性の立場として冷静に分析していた印象である。

検察官が、女性裁判員がほとんどであったことを意識してか、被告人に交際相手がいるのに他の女性（被害者）と行為に及んだ点に固執して尋問をしていた。しかし、その点はそこまで重要ではないと認識していたため、検察官の尋問がしつこいという印象を抱いた。

裁判官からは、「むしろ男性裁判員の方が性犯罪に厳しいケースが多い印象がある」との話があった。

(3) C

B同様、裁判官から「女性裁判員の方が性犯罪事案を冷静に見ている傾向にある」との話があった。

7 最後に

意見交換会は、2時間という限られた時間ではあったが、以上のとおり裁判員裁判における弁護士や弁護士会が取り組むべき課題が浮き彫りとなり、非常に有意義な会となった。

裁判員裁判が開始してから13年が経ち、制度自体の問題点が複数顕在化しているため、その改善が必要であることはさることながら、弁護士としては、自身が弁護人を務める裁判員裁判において、わかりやすいケースセオリーの設定・書面作成・尋問・プレゼンテーションや関係者への配慮等が実現できているか、いま一度振り返る必要があることを痛感した。